

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成30年2月27日(火) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 2時54分

出席者 委 員 委員長 大谷好一

針谷正夫 氏家晃 長 芳孝

入野登志子 大武真一 岡 賢治

高岩義祐

議 長 海老原恵子

傍聴者 広瀬昌子 小久保かおる 古沢ちい子

白石幹男 中島克訓

---

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 金井武彦

主 査 中野宏仙 主 任 岩川成生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

参事兼道路河川整備課長	田	中	良	一
道路河川維持課長	河	田	正	雄
土木管理課長	田	中		修
公園緑地課長	齊	藤	昌	巳
下水道業務課長	寺	内	国	雄
下水道建設課長	益	田	弘	之
水道業務課長	高	橋	礼	子
水道建設課長	福	田	健	治
都市計画課長	深	津		悟
市街地整備課長	石	塚	昌	平
住宅課長	大	野	和	久
建築課長	柿	沼	宏	和

平成30年第1回栃木市議会定例会  
建設常任委員会議事日程

平成30年2月27日 午後1時開議 全員協議会室

日程第1 議案第1号 平成30年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）の説明聴取

日程第2 議案第7号 平成30年度栃木市水道事業会計予算の説明聴取

日程第3 議案第8号 平成30年度栃木市下水道事業会計予算の説明聴取

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大谷好一君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

---

◎諸報告

○委員長（大谷好一君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（大谷好一君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

平成30年度各会計の予算につきましては、各常任委員会においてスムーズな審査を行うため、あらかじめ予算概要の説明聴取をお願いするものであります。予算に対する質疑等審査につきましては、後日開催予定の委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承願います。

---

◎議案第1号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第1号 平成30年度栃木市一般会計予算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄に記載されている金額の読み上げを省略し、予算概要の説明のみといたします。また、説明は着席のままです。

まず、歳出からお願いいたします。

柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） ただいまご上程いただきました議案第1号 平成30年度栃木市一般会計予算のうち、所管関係部分につきましてご説明いたします。失礼かと思いますが、着座で説明させていただきます。

予算書の136、137ページをお開きください。2款1項5目財産管理費についてご説明いたします。本年度予算は4億6,539万5,000円でありまして、140、141ページの右の説明欄をごらんください。2事業目の市有建築物定期点検業務委託費につきましては、市有建築物の定期点検業務委託であります。

次の長期営繕計画策定事業費につきましては、市有建築物保全情報システム利用料であります。

次の市有建築物外壁調査業務委託費につきましては、市有建築物の外壁の全面打診等の調査業務委託費であります。

214、215ページをお開きください。続きまして、4款1項3目環境衛生費についてご説明いたします。本年度予算額は7,281万4,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。2事業目の水道事業会計補助金につきましては、職員へ給付する児童手当の経費に対する補助金が主なものでございます。

次のページをお開きください。続きまして、5目公害対策費についてご説明いたします。本年度予算額は1億2,811万4,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。一番下の合併処理浄化槽設置補助事業費につきましては、公共下水道認可区域外及び農業集落排水処理区域外で、専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする方に対し、申請に基づき設置費用の一部を助成するものであります。

256、257ページをお開きください。続きまして、8款1項1目土木総務費についてご説明いたします。本年度予算額は2億80万5,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の職員人件費（25人）につきましては、職員課の所管となりますが、この科目で予算措置をしております職員25人分の給料、各種手当等の人件費であります。以下、各科目に計上されております職員人件費につきましても、同様の内容となりますので、改めての説明を省略させていただきます。

次の臨時職員共済費につきましては、同じく職員課の所管となりますが、臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費が主なものであります。以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましても、同様の内容となりますので、改めての説明を省略させていただきます。

次のバリアフリー推進事業費につきましては、市のバリアフリー事業を推進するためのものでありまして、JR両毛線栃木駅ホームの内方線整備に対する補助金であります。

次のページをお開きください。続きまして、2目建築指導費についてご説明いたします。本年度予算額は3,862万9,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の狭あい道路整備補助金につきましては、狭あい道路拡幅整備促進事業に伴う分筆測量費用及び既存塀等の撤去費用に対する補助金であります。

次の建築指導事業費につきましては、建築確認指導業務にかかわるものでありまして、建築行政共用データベースシステムの利用料が主なものであります。

次のページをお開きください。続きまして、2項1目道路橋りょう総務費についてご説明いたします。本年度予算額は2億9,633万2,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。3事業目の道路河川維持課一般経常事務費につきましては、道路巡回監視業務にかかわる臨時職員2名分の賃金が主なものであります。

次の道路台帳整備委託費につきましては、道路台帳補正のための業務委託料及びインターネットを通じて市道路線名が検索できるシステムのソフトウェア使用料が主なものでございます。

次のページをお開きください。続きまして、2目道路維持費についてご説明いたします。本年度予算額は3億9,807万7,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の市道維持管理費につきましては、道路側溝等道路附帯施設の清掃等に要する作業員1,000人分の道路補修作業員賃金、自治会等で行った道路愛護作業に対する道路愛護作業員報償金、道路賠償責任保険等の傷害保険料、街路樹管理業務、栃木駅・大平下駅等の駅前広場の清掃業務、新栃木駅のエレベーターの保守点検管理業務などの道路管理等委託料、アンダーパスポンプのポンプ場管理等委託料、道路附帯施設及び舗装の補修委託業務などの道路維持補修等業務委託料、常温合材や砕石等の市道補修用資材費、道路反射鏡、側溝ふた等の交通安全施設補修用資材費及び道路管理上の瑕疵により市が賠償責任を負った場合に支払う損害賠償金が主なものであります。

次の市道各号線道路維持補修事業費につきましては、神田町地内の市道11203号線の側溝打ちかえ工事費と出流町地内の市道1007号線の擁壁設置工事費であります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費につきましては、市道各号線で交通の安全を図るためのガードレールや区画線などの交通安全施設の維持補修工事費であります。

次の通学路安全施設整備事業費につきましては、通学路における路面標示や区画線設置のための工事費であります。

次の舗装修繕事業費につきましては、都賀町家中地内の市道1001号線の舗装補修のための工事費であります。

次の道路付属物点検事業費につきましては、惣社町地内の市道1025号線上にある歩道橋の修繕工事費であります。

1事業飛びまして、道路施設管理事業費につきましては、法定外公共物の譲与申請に必要な譲与図などの作成委託料が主なものでございます。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） 続きまして、3目道路新設改良費についてご説明いたします。

本年度予算額は10億2,656万円でありまして、次のページの右の説明欄をごらんください。2事業目の市道各号線道路改良事業費につきましては、各地域の緊急に道路整備が必要となった路線の道路拡幅等に伴うものでありまして、これに係ります除草業務委託料、市道13279（C3）、13258（C4）号線用地測量業務委託料、市道22036（O379）号線用地測量業務委託料、市道13279（C3）、13258（C4）号線設計業務委託料と拡幅工事費及び市道22208（O105）号線拡幅工事費が主なものであります。

次の市道13249（C268）号線道路改良事業費（栃木川原田町）につきましては、市道1024号線と吹上東部土地改良事業地内の市道を結ぶ生活道路を拡幅するもので、これに係ります物件等調査算

定委託料、市道拡幅工事費、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金であります。

次の市道2065（209）号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、1級河川永野川にかかる大柳橋西から栃木市斎場までの区間の安全な通行を確保するため、防災・安全交付金を導入し、拡幅するもので、これに係る建物等調査算定委託料、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金であります。

次の市道43402（C13）号線道路改良事業費（栃木大宮町）につきましては、大宮町・平柳町地内の生活道路を拡幅するもので、これに係る市道拡幅工事費及び物件移転等補償金であります。

次の市道1024（114）号線道路改良事業費（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）につきましては、県道栃木粕尾線との交差点から皆川産業団地へ向かう区間を、大型車の通行が見込まれることから、地域の安全と円滑な幹線道路として、防災・安全交付金を導入し、拡幅するもので、これに係る市道拡幅工事費及び物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道11156（A1）号線交通安全施設整備事業費（栃木入舟町）につきましては、市役所北側の巴波川にかかる開運橋から栃木高校東側の県庁堀までの区間を通行する通学児童や生徒の安全を確保するため、防災・安全交付金を導入し、歩道を設置するもので、これに係る交通安全施設整備用地購入費及び物件移転等補償金が主なものであります。

2事業飛びまして、市道1061（O527）号線歩道整備事業費（大平新）につきましては、大平町新地内の県道岩舟小山線から市道1049号線までの区間の歩行者の安全な通行を確保するため、防災・安全交付金を導入し、歩道を整備するもので、これに係る歩道整備工事費であります。

次のページをお開きください。市道31091（F1—98）号線道路改良事業費（藤岡大田和西）につきましては、藤岡町大田和西地内の生活道路を安全かつ円滑な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る市道拡幅工事費及び物件移転等補償金であります。

次の道普請事業費につきましては、地域内の生活に密着している道路について、地域の要望に対応する手法として、道路構造基準にとらわれない道路を整備するもので、これに係る原材料費であります。

次の市道31206・31170・31217（F2—52・54・55）号線道路改良事業費（藤岡中耕地）につきましては、藤岡町中耕地地内の生活道路を安全かつ円滑な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る市道拡幅工事費が主なものであります。

次の市道23037（O16）号線道路改良事業費（大平西山田）につきましては、大平町西山田地内の生活道路を安全かつ円滑な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る市道拡幅工事費であります。

次の市道1030（107）号線交通安全施設整備事業費（栃木本町・城内町1丁目）につきましては、栃木第四小学校西側を通行する通学児童の安全を確保するため歩道を整備するもので、これに係る交通安全施設整備工事費、交通安全施設整備用地購入費及び物件移転等補償金であります。

1 事業飛びまして、市道43386（T①—247）号線道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、都賀町合戦場地内の県道宇都宮亀和田栃木線から市道43382号線までの区間において、安全な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る建物等調査算定委託料、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金であります。

次の市道43287（T①—208）号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、都賀町家中地内の県道宇都宮亀和田栃木線からバイパスまでの区間の安全な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る市道拡幅工事費及び物件移転等補償金であります。

2 事業飛びまして、市道1006（N1003）号線道路改良事業費（西方金崎）につきましては、西方町金崎地内の国道293号から東武日光線踏切までの区間の安全な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る設計業務委託料であります。

次のページをお開きください。市道14239（D23）号線道路改良事業費（栃木皆川城内町）につきましては、県道栃木田沼線から皆川公民館入り口までの区間の安全な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る建物等調査算定委託料、市道拡幅工事費、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金であります。

次の市道22024（O78）号線道路改良事業費（大平下高島）につきましては、大平町下高島地内の生活道路を安全かつ円滑な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る設計業務委託料であります。

次の市道2083（O159）号線道路改良事業費（大平蔵井）につきましては、大平町蔵井地内の大平東小学校通学児童の安全を確保するため歩道を整備するもので、これに係る歩道整備工事費が主なものであります。

次の市道62219（I299）号線道路改良事業費（岩舟静戸）につきましては、岩舟町静戸地内の生活道路を安全かつ円滑な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る市道拡幅工事費、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道61268・61262・61251（I94・134・135）号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、岩舟町静戸地内の生活道路を安全かつ円滑な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る物件調査等業務委託料であります。

1 事業飛びまして、市道62225（I418）号線ほか道路改良事業費（岩舟静戸）につきましては、岩舟町静戸地内の生活道路を安全かつ円滑な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る土地価格調査のための手数料であります。

○委員長（大谷好一君） 河田道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（河田正雄君） 続きまして、4目橋りょう維持費についてご説明いたします。

本年度予算額は9,600万円でありまして、右の説明欄をごらんください。1 事業目の市道各号線橋りょう維持補修事業費につきましては、橋りょうの修繕工事費であります。



続きまして、5目橋りょう新設改良費についてご説明いたします。本年度予算額は2,100万円でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の市道2042(233)号線(永宮橋)橋りょう整備事業費(栃木野中町)につきましては、野中町地内の1級河川赤津川にかかる老朽化が著しい永宮橋を架け替えて、防災・安全交付金を導入し、安全な通行を確保するものでありまして、これに係る橋りょう整備工事費であります。

次の市道22268(〇430)号線(堀ノ内橋)橋りょう整備事業費(大平西水代)につきましては、1級河川永野川にかかる老朽化が著しく狭隘な堀ノ内橋について、県の河川改修に伴う架け替えに合わせた橋りょう拡幅のための県への負担金であります。

272、273ページをお開きください。続きまして、3項1目河川総務費についてご説明いたします。本年度予算額は3,649万4,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。2事業目の河川総務事務費につきましては、河川愛護会運営費補助金が主なものであります。

次の河川維持補修事業費につきましては、本町地内ほかの杳冷川河川土砂等除去工事費と菌部町1・3丁目地内の東郷堀川の河床整備工事費であります。

次の河川浄化施設管理費につきましては、県庁堀川に設置しておりますポンプ施設の電気代、浄化施設の保守点検整備委託料等であります。

次の調整池等管理費につきましては、市内の調整池管理のための土砂撤去や除草等に要する調整池管理委託料であります。

次の河川・水路清掃事業費につきましては、水路等の除草作業などを行うための300人分の作業員賃金及び暗渠等で清掃が困難な箇所の子掃業務等委託料が主なものであります。

次の樋管操作委託事業費につきましては、国土交通省から委託されております渡良瀬遊水地周囲にある11カ所分の樋管管理委託料が主なものであります。

次の河川維持管理費につきましては、大平地域内の排水路の除草、浚渫などの施設管理委託料であります。

次の雨水貯留・浸透施設設置補助事業費につきましては、雨水の流出抑制、有効利用を目的として専用住宅に雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置しようとする方に対し、申請に基づき設置費用の一部を助成するものであります。

続きまして、2目河川改良費についてご説明いたします。本年度予算額は1億1,961万4,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の河川整備事務費につきましては、旅費、需用費、負担金であります。

次の排水路整備事業費につきましては、本町地内杳冷川の生活環境を保全するために崩壊のおそれがある護岸の整備を行うものでありまして、これに係る護岸整備工事費であります。

次の主要地方道宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業費(都賀合戦場)につきましては、都賀町合戦場地内の県道沿線の浸水被害を解消するため、県が施行する県道の排水路整備事業に伴う県へ

の負担金であります。

次の清水川支川分水路整備事業費につきましては、栃木地域の中心市街地の浸水被害軽減を図るため、清水川支川の整備、分水を行うもので、箱森町地内の支川館野川の改修工事費であります。

次のページをお開きください。次の北坪地区流末排水整備事業費につきましては、藤岡町赤麻の北坪地区における浸水被害の軽減を図るため、水路の整備を行う工事費であります。

次の流末排水路整備事業費（藤岡地域都賀）につきましては、藤岡町都賀地内の道路冠水被害を防止するための流末排水路整備を行うものでありまして、これに係る水路拡幅用地購入費であります。

○委員長（大谷好一君） 深津都市計画課長。

○都市計画課長（深津 悟君） 次のページをお開きください。続きまして、4項1目都市計画総務費についてご説明いたします。

本年度予算額は2億486万円でありまして、右の説明欄をごらんください。2事業目の都市計画課一般経常事務費につきましては、都市計画審議会委員報酬及び事務用消耗品が主なものであります。

次の開発指導事業費につきましては、開発行為の指導事務に伴う事務用消耗品などの費用であります。

次の屋外広告物指導事業費につきましては、屋外広告物の許可・届け出事務に伴う事務用消耗品などの費用であります。

2事業飛びまして、市街地整備課一般経常事務費につきましては、旅費及び事務用品等の消耗品費であります。

続きまして、2目土地区画整理費についてご説明いたします。本年度予算額は3億8,221万3,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。栃木駅周辺地区景観形成基金積立金につきましては、栃木駅周辺地区景観形成基金条例に基づき管理している基金の利子を積み立てるものであります。

次のページをお開きください。区画整理事務費につきましては、事務用品等の消耗品費及び区画整理研修等の参加負担金が主なものであります。

続きまして、3目街路事業費についてご説明いたします。本年度予算額は5,030万円でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の藤岡駅前広場整備事業費につきましては、駅利用者の利便性向上のために藤岡駅周辺を整備するもので、これに係る設計業務委託料であります。

続きまして、4目下水道費についてご説明いたします。本年度予算額は26億1,434万7,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。下水道事業会計補助金につきましては、下水道事業会計への補助金であります。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 続きまして、5目公園費についてご説明いたします。

本年度予算額は6億1,023万4,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。3事業目のつがの里管理運営費につきましては、管理運営に要する嘱託員報酬、臨時職員賃金及び公園除草やトイレ清掃等の公園管理等委託料が主なものであります。

次の都市公園等管理費につきましては、市が管理する公園のうち、有料公園以外の298公園の維持管理業務に要する費用でありまして、公園除草等のための作業員賃金、芝刈りや樹木剪定及び害虫防除のための公園管理等委託料、トイレ清掃及び浄化槽維持管理等のための施設管理等委託料及び第二公園や太平山大曲駐車場敷地等の不動産賃借料が主なものであります。

次の栃木総合運動公園管理運営委託費につきましては、栃木総合運動公園の指定管理者である株式会社メディカルフィットネスとちの木への管理運営委託料であります。

次の藤岡渡良瀬運動公園管理費につきましては、公園除草及びトイレ清掃などの公園管理等委託料が主なものであります。

次の栃木総合運動公園管理費につきましては、栃木総合運動公園の高木剪定等の樹木管理等委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。栃木総合運動公園施設整備事業費につきましては、陸上競技場の備品借上料が主なものであります。

次の生垣設置奨励補助金につきましては、緑化の推進を図るため、生け垣を設置する市民等に対し交付する補助金であります。

次の岩舟総合運動公園管理費につきましては、岩舟総合運動公園の施設の維持補修費であります。

次の岩舟総合運動公園管理運営委託費につきましては、岩舟総合運動公園の指定管理者である宮ビルサービス株式会社・有限会社エヌ・エス・リンク共同企業体への管理運営委託料であります。

1事業飛びまして、大平運動公園管理費につきましては、樹木管理などの公園管理等委託料及びトイレ浄化槽清掃などの施設管理等委託料が主なものであります。

次の西方総合公園管理費につきましては、樹木管理及び清掃等の公園管理等委託料が主なものであります。

3事業飛びまして、都市公園等バリアフリー化改修事業費につきましては、うずま公園に多目的トイレを整備するための実施設計業務委託料及び整備工事費であります。

次の公園施設整備事業費につきましては、永野川緑地公園にトイレを整備するための実施設計業務委託料であります。

次のページをお開きください。続きまして、6目まちづくり事業費についてご説明いたします。本年度予算額は6億4,363万6,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。3事業目の都市景観形成事業費につきましては、栃木市歴史的町並み景観形成地区内の歴史的建造物等の修景補助金が主なものであります。

次のまちなか土地利用計画推進事業費につきましては、旧栃木警察署跡地土地利用審査委員会の

委員報酬が主なものであります。

1 事業飛びまして、シビックコア地区歩道・広場整備事業費につきましては、栃木駅前における国の合同庁舎や民間による複合施設（仮称）シビックセンターの整備に合わせ、歩道や広場を整備するための設計業務委託料が主なものであります。

286、287ページをお開きください。続きまして、5 項 1 目住宅管理費についてご説明いたします。本年度予算額は 3 億 6,630 万 2,000 円でありまして、右の説明欄をごらんください。2 事業目の改良住宅管理費につきましては、栃木地域及び大平地域の改良住宅敷地の不動産賃借料等であります。

次の市営住宅リフレッシュ事業費につきましては、計画的に市営住宅の修繕等を実施するもので、市営住宅 5 カ所の改修工事設計業務委託料及び改修工事費が主なものであります。

次の市営住宅共通管理費につきましては、指定管理者への市営住宅管理運営委託料、各市営住宅の敷地賃借料が主なものであります。

次の県営住宅敷地賃借費につきましては、県営大宮住宅及び県営城内南第 2 住宅敷地の不動産賃借料であります。

次の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金につきましては、高齢者の居住安定確保のため、高齢者向けの優良賃貸住宅 50 戸の入居者に対し、月額 1 万円を上限に助成する家賃補助であります。

次の同和対策住宅新築資金等借入償還基金積立金につきましては、基金利子の積立金であります。

4 事業飛びまして、住宅被災者支援事業費（平成 27 年 9 月豪雨災害）につきましては、被災住宅再建等利子補給金であります。

次の民間賃貸住宅家賃助成事業費につきましては、市営住宅の補完的な事業として、市営住宅入居資格を満たす方が民間賃貸住宅に入居しやすいよう、毎月の家賃の一部を助成するものであります。

346、347ページをお開きください。続きまして、11 款 2 項 1 目道路橋りょう災害復旧費についてご説明いたします。本年度予算額は 1,000 円でありまして、右の説明欄をごらんください。道路橋りょう災害復旧事業費につきましては、項目保存であります。

続きまして、2 目河川災害復旧費につきましてご説明いたします。本年度予算額は 1,000 円でありまして、右の説明欄をごらんください。河川災害復旧費につきましても、同様に項目保存であります。

以上をもちまして、所管部分の歳出についての説明を終わります。

○委員長（大谷好一君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 1 時 4 0 分）

---

○委員長（大谷好一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 5 5 分）

---

○委員長（大谷好一君） 歳入等の説明をお願いいたします。

田中土木管理課長。

○土木管理課長（田中 修君） それでは、日程第1の議案第1号、歳入の所管部分から説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

予算書の54、55ページをお開きください。13款1項7目1節道路橋りょう使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の道路事業等敷地使用料につきましては、取得済みの道路事業用地における東京電力やN T Tの電柱などの使用料であります。

次の道路管理施設敷地使用料につきましては、城内町2丁目地内の道路河川維持課所管の車庫及び資材置き場における東電、N T T電柱の敷地使用料であります。

次の道路使用料につきましては、道路占用料徴収条例に基づく東京電力やN T Tの電柱などの道路占用料であります。

次の駅連絡通路施設使用料につきましては、栃木駅の南北連絡通路及び新栃木駅の東西自由通路における広告掲示板使用料であります。

次の法定外公共物使用料につきましては、法定外公共物管理条例に基づく認定外道路における使用料であります。

次に、2節河川使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。法定外公共物使用料につきましては、法定外公共物管理条例に基づき、市有水路敷における東京電力やN T Tの電柱などの使用料であります。

次に、3節都市計画使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の旧栃木中央小学校太陽光発電施設屋根貸付収入につきましては、旧栃木中央小学校屋上に設置しております太陽光発電施設の貸付収入であります。

次の行政財産使用料（市街地整備課）につきましては、旧栃木中央小学校等における電柱敷地使用料であります。

次の旧大平子どもセンター敷地使用料につきましては、旧大平子どもセンター内にありますN T T電柱の敷地占用使用料であります。

次に、4節公園使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の都市公園等占用使用料につきましては、都市公園等における東京電力、N T T電柱等の占用使用料であります。

次の公園使用料につきましては、公園内施設設置に伴う使用料や公園内におけるイベント等の行為に伴う使用料、つがの里内のバーベキュー場やバッテリーカーの使用料などであります。

次の56、57ページをお開きください。5節住宅使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の市営住宅使用料につきましては、市営住宅17団地838戸分の住宅使用料であります。

次の改良住宅使用料につきましては、改良住宅4団地19戸分の住宅使用料であります。

次の市営住宅駐車場使用料につきましては、市営住宅5団地344台分の駐車場使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅使用料につきましては、特定公共賃貸住宅2団地30戸分の住宅使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅駐車場使用料につきましては、特定公共賃貸住宅2団地44台分の駐車場使用料であります。

次の市営住宅等敷地使用料につきましては、市営住宅敷地内にあります東京電力、N T Tの電柱などの敷地占用使用料であります。

次の市営住宅使用料滞納繰越分、その次の改良住宅使用料滞納繰越分、次の市営住宅駐車場使用料滞納繰越分、次の特定公共賃貸住宅使用料滞納繰越分、次の特定公共賃貸住宅駐車場使用料滞納繰越分につきましては、いずれも平成29年度以前の各使用料であります。

○委員長（大谷好一君） 石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） 68、69ページをお開きください。

続きまして、2項6目1節土木管理手数料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の確認申請等手数料につきましては、建築基準法に基づく建築確認申請等857件の申請手数料であります。

次の長期優良住宅認定手数料につきましては、長期優良住宅の建築等計画認定120件の認定手数料であります。

次の低炭素建築物認定手数料につきましては、低炭素建築物の新築等計画認定1件の認定手数料であります。

次の建築物省エネ適合性判定等手数料につきましては、建築物エネルギー消費性能適合性判定等1件の手数料であります。

次に、2節道路橋りょう手数料につきましては、右の説明欄をごらんください。道路関係証明手数料につきましては、申請に基づく切り絵図や道路台帳の証明手数料であります。

次に、3節都市計画手数料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の優良宅地認定手数料につきましては、優良宅地認定の申請に伴う手数料でありまして、項目保存であります。

次の都市計画関係証明手数料につきましては、用途地域などの証明に伴う10件の手数料であります。

次の開発行為等許可申請手数料につきましては、開発行為等の許可申請に伴う278件の手数料であります。

次の屋外広告物等許可申請手数料につきましては、屋外広告物などの許可申請に伴う130件の手数料であります。

72、73ページをお開きください。続きまして、14款1項3目1節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、右の説明欄をごらんください。道路橋りょう災害復旧事業負担金及び河川災害復

旧事業負担金につきましては、項目保存であります。

76、77ページをお開きください。続きまして、2項3目1節保健衛生費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。3行目の汚水処理施設整備交付金につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業費に対する交付金であります。

続きまして、4目1節道路橋りょう費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の防災・安全交付金（栃木の安全・安心を確保する強くしなやかな道路づくり）、次の防災・安全交付金（子どもたちの安全を確保する通学路整備）、次の防災・安全交付金（既存施設の計画的な維持管理による、安全・安心な道路環境の確保）につきましては、通学路の交通安全対策、橋りょうの補修等の社会資本整備事業である市道1024号線道路改良事業（栃木皆川城内町）外12事業に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（快適な社会基盤整備）につきましては、市道1066号線道路改良事業（藤岡富吉1区）及び今泉川線道路整備事業（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）に対する交付金であります。

次のページをお開きください。地域連携道路事業費補助金につきましては、スマートインターチェンジ整備事業に対する補助金であります。

次に、2節都市計画費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の社会資本整備総合交付金（国体関連施設整備事業）につきましては、栃木市総合運動公園総合体育館給排水設備改修工事に対する交付金であります。

次の集約都市形成支援事業補助金（立地適正化計画）につきましては、立地適正化計画策定業務委託に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（新大平下駅前地区）につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業と新大平下駅前地区都市再生整備計画事業の業務委託、工事及び物件移転等補償金に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（とちぎ蔵の街周辺地区）につきましては、地方都市リノベーション事業で行う（仮称）文化芸術館及び文学館、（仮称）地域交流センターの整備工事に対する交付金であります。

次に、3節住宅費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の社会資本整備総合交付金（市営住宅リフレッシュ事業）につきましては、屋上防水工事、外壁改修工事に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（定住希望者住宅新築補助事業）につきましては、まちなか定住促進住宅新築等補助金及び多世代家族住宅新築等補助金に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（空き家対策総合支援事業補助金（活用事業タイプ））につきましては、空き家バンクリフォーム補助金に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（空き家対策総合支援事業補助金（除却事業タイプ））につきましては、管理不全な空き家の除却を行う事業に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業）につきましては、医療福祉モール内の高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額補助に対する交付金であります。

次の結婚新生活支援事業費補助金につきましては、新婚世帯への住居及び引っ越し費用補助に対する交付金であります。

次の公的賃貸住宅家賃対策調整補助金につきましては、民間賃貸住宅家賃助成補助にする補助金であります。

次の防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）につきましては、民間木造住宅の耐震診断、耐震改修費等に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）につきましては、狭あい道路拡幅整備促進事業に伴う分筆測量費用に対する交付金であります。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 続きまして、82、83ページをごらんください。ページ中ほどにあります3項3目1節河川費委託金につきましては、樋管操作委託金でありまして、渡良瀬遊水地周辺にあります11カ所分の委託金であります。

少し飛びまして、90、91ページをお開きください。15款2項3目1節保健衛生費補助金であります。ページが変わりまして、次の93ページ最上段にあります合併処理浄化槽設置費補助金につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業費に対する補助金であります。

続きまして、その下の4目2節林業費補助金につきましては、94、95ページをごらんください。右の説明欄の上から3つ目、とちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震建て替えにおいて、とちぎ材を使用した場合に交付される補助金であります。

続きまして、5目1節土木総務費補助金は、右の説明欄にありますとおり、鉄道駅バリアフリー化補助金でありまして、バリアフリー推進事業費に対する補助金であります。

次の2節都市計画費補助金であります。右の説明欄1行目の国体競技施設改修補助金につきましては、栃木市総合運動公園総合体育館給排水設備改修工事に対する県補助金。

続きまして、次の土地区画整理事業補助金につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業により整備する都市計画道路大平町役場通りに係る補助率20分の1以内の県補助金であります。

次に、3節住宅費補助金であります。右の説明欄1行目の住宅新築資金等貸付助成事業補助金につきましては、貸付金償還事務に対する補助金であります。

次の民間住宅耐震診断等助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震診断費等に対する補助金であります。

次の民間住宅耐震改修等助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震改修費及び耐震建



て替え費に対する補助金であります。

96ページから始まります16款1項1目1節土地建物貸付収入につきましては、ページが変わりまして、99ページをごらんください。ページ中ほどにあります公園自動販売機設置収入につきましては、公園内に設置された自動販売機61台分の設置収入であります。

次の2号渡良瀬緑地公園運動施設土地貸付収入につきましては、2号渡良瀬緑地公園内にある渡良瀬カントリークラブのクラブハウス敷地の貸付料であります。

次の市営住宅自動販売機設置収入につきましては、城内南第2市営住宅内に設置されております自動販売機2台分の設置収入であります。

続きまして、102、103ページをお開きください。2目1節利子及び配当金であります。下から6行目、栃木駅周辺地区景観形成基金利子につきましては、基金の利子収入を見込んだものであります。

ページが変わりまして105ページ、上から3行目の同和対策住宅新築資金等借入償還基金利子につきましても、基金の利子収入を見込んだものであります。

少し飛びまして、110、111ページをお開きください。18款2項23目1節同和対策住宅新築資金等借入償還基金繰入金であります。右の説明欄の同和対策住宅新築資金等借入償還基金繰入金につきましては、同和対策住宅新築資金等借入償還基金からの繰入金であります。

続きまして、112、113ページをお開きください。20款3項6目1節住宅費貸付金元利収入であります。右の説明欄、住宅新築資金貸付金元利収入及び宅地取得資金貸付金元利収入につきましては、いずれも各貸付金の元金と利子の収入であります。

続きまして、115ページ、最上段にあります住宅新築資金貸付金元利収入滞納繰越分、次の住宅改修資金貸付金元利収入滞納繰越分、さらに次の宅地取得資金貸付金元利収入滞納繰越分につきましては、いずれも平成29年度以前の各貸付金の元金と利子の収入であります。

続きまして、4項2目1節土木管理費受託事業収入であります。右の説明欄、住宅金融支援機構業務受託収入につきましては、項目保存であります。

続きまして、5項2目1節弁償金であります。右の説明欄、市営住宅使用料等損害賠償金につきましては、市営住宅入居許可取り消し後から退去までの期間に係る住宅使用料等相当の損害賠償金であります。

続きまして、4目2節雑入につきましては、119ページをお開きください。上から4行目の都賀西方スマートインターチェンジ整備事業負担金等（道路河川整備課）につきましては、栃木市が施行する用地事務に対するネクスコ東日本からの負担金であります。

次の道路賠償責任保険料等（道路河川維持課）につきましては、市道上における管理瑕疵による事故等の保険金等であります。

次の電気料分担金等（公園緑地課）につきましては、栃木総合運動公園内に国土交通省が設置し

ておりますGPS観測システム機器の電気料分担金等であります。

次の都市計画図売払収入等（都市計画課）につきましては、都市計画関係図書の販売収入であります。

次の県営住宅敷地転貸料等（住宅課）につきましては、県営大宮住宅団地と城内南第2団地の敷地の転貸料等であります。

以上をもちまして、所管部分の歳入についての説明を終わります。

続きまして、第3表、債務負担行為の所管部分についてご説明いたします。10ページをお開きください。上から5行目にあります平成30年度空き家改良資金利子補給につきましては、平成31年度から平成35年度までの債務負担行為でありまして、空き家改善のため借り入れた資金に対する利子補給であります。

以上をもちまして、所管部分の債務負担行為についての説明を終わります。

○委員長（大谷好一君） 以上で一般会計予算の所管関係部分の説明は終わりました。

---

◎議案第7号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第2、議案第7号 平成30年度栃木市水道事業会計予算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

高橋水道業務課長。

○水道業務課長（高橋礼子君） ただいまご上程をいただきました議案第7号 平成30年度栃木市水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書は、621ページをお開きください。第1条、総則は、平成30年度栃木市水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものがございます。

第2条、業務の予定量でございますが、業務の予定量は次のとおりとするというものでございまして、第1号、給水戸数は5万8,737戸、第2号、年間総有収水量は1,620万立方メートル、第3号、1日平均有収水量は4万4,384立方メートル、第4号、主な建設改良事業は、栃木市水道統合事業が5,004万8,000円、寺尾地区簡易水道事業が2億3,900万5,000円、上水道整備事業が2億5,911万7,000円、水道設備更新事業2億9,106万円、老朽管更新事業1億8,694万3,000円、管路耐震化事業1億1,489万1,000円、水道施設耐震化事業が1,512万円でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございますが、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるといふものでございます。収入の第1款水道事業収益は27億4,739万7,000円、次のページになりますが、支出の第1款水道事業費用は24億9,124万円でございます。収入支出の内訳につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと

定めるといふものでございまして、以下、括弧書きにつきましては、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額15億4,740万9,000円の補填内容でございまして、収入の第1款資本的収入は3億5,218万3,000円、支出の第1款資本的支出は18億9,959万2,000円でございまして、収入支出の内訳につきましては、それぞれ記載のとおりでございまして、

次に、第5条は、債務負担行為でございまして、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は次のとおりと定めるといふものでございまして、次のページの表をごらんください。浄水場施設等警備業務委託につきましては、平成30年度末に契約期間が終了となるため、新たに業務委託をするものでございまして、期間は平成31年度から平成33年度まで、限度額は3,000万円でございます。

次に、第6条は、企業債でございまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるといふものでございまして、起債の限度額は、寺尾地区簡易水道事業、老朽管更新事業それぞれ8,000万円でございます、合計額は1億6,000万円でございます。起債の方法につきましては、証書借り入れ、または証券発行とし、利率は4%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

第7条は、一時借入金でございまして、一時借入金の限度額は1億円と定めるといふものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございまして、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるといふもので、第1号において、営業費用と営業外費用の間としております。

次に、第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございまして、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないといふもので、第1号において、職員給与費2億4,095万7,000円としております。

次のページをごらんください。第10条は、他会計からの補助金でございまして、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は422万円とするといふもので、その内訳は、第1号で児童手当に対する補助222万円、第2号で水源地補償金補助200万円としております。

第11条は、たな卸資産の購入限度額でございまして、たな卸資産の購入限度額は6,597万4,000円と定めるといふものでございまして、

以上が水道事業会計の議案部分についての説明でございまして、

続きまして、629ページをお開きください。629ページから653ページは、予算に関する説明書となりますが、ここでは説明を省略をさせていただきます、詳細につきましては、別冊の栃木市水道事業会計・栃木市下水道事業会計参考資料により、福田水道建設課長からご説明をさせていただきます。

○委員長（大谷好一君） 福田水道建設課長。

○水道建設課長（福田健治君） それでは、別冊の平成30年度栃木市水道事業会計・栃木市下水道事業会計参考資料をごらんください。

栃木市水道事業会計について説明させていただきますので、資料1ページをお開きください。初めに、収益的収入及び支出の収入であります。1款1項1目給水収益につきましては、給水戸数5万8,737戸分の水道料金収入であります。

次に、2目受託工事収益につきましては、寺尾地区及び寄居町等の給水申し込みに伴います水道工事負担金1,990万円及び下水道関係の給水管布設工事等負担金4,800万円が主なものであります。

次に、3目その他の営業収益につきましては、手数料のうち給水装置工事の設計審査及び竣工検査手数料220万円と、その下の雑収益のうち下水道使用料徴収事務負担金4,041万9,000円及び消火栓維持管理負担金3,165万7,000円が主なものであります。

2項1目受取利息及び配当金につきましては、定期預金等利息であります。

続きまして、2ページをごらんください。2目他会計補助金につきましては、児童手当負担金一般会計繰入金222万円及び水源地補償金補助200万円であります。

次に、3目長期前受金戻入につきましては、補助金等により取得した固定資産の当年度分の減価償却見合い分を戻入益として収益化するものであります。

次に、4目雑収益につきましては、放射性物質水質検査の賠償金41万9,000円と量水器収益の差益102万1,000円が主なものであります。

続きまして、3ページをごらんください。支出であります。まず、1款1項1目原水及び浄水費につきましては、節区分の中ほどにあります委託料のうち、浄水場等施設運転及び維持管理業務委託料7,136万6,000円と水質検査業務委託料466万4,000円及び、ページ変わります、4ページ、節区分の3行目の動力費2億2,680万円が主なものであります。

次に、2目配水及び給水費につきましては、ページ変わります、5ページ、節区分の1行目、委託料のうち、量水器交換委託料3,440万6,000円、漏水調査業務委託料1,620万円及び給・排水管漏水修理等待機及び巡視業務委託料1,556万8,000円、節区分の4行目の修繕費のうち、給・排水管漏水等修繕費9,175万円及び量水器修繕費4,597万9,000円が主なものであります。

続きまして、6ページをごらんください。3目受託工事費につきましては、節区分の6行目の請負費のうち、各地域の新規水道申し込みに伴います給水管布設工事請負費4,261万6,000円と下水道事業に伴う給水管復旧工事4,827万6,000円が主なものであります。

次に、4目総係費につきましては、ページ変わります、7ページ、節区分の6行目、委託料のうち、上下水道事業徴収業務委託料6,408万7,000円と、委託料の一番下の欄、水道事業中長期運営計画策定業務委託料2,138万4,000円及び節区分の下から4行目の賃借料のうち水道料金システム等リース料1,040万円が主なものであります。

次に、8ページをごらんください。5目減価償却費につきましては、有形及び無形固定資産の減価償却費であります。

次に、6目資産減耗費につきましては、配水管布設替え等に伴う固定資産除却費が主なものであります。

続きまして、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、節区分の1行目、企業債利息が主なものであります。

次に、2目消費税及び地方消費税につきましては、消費税及び地方消費税納付予定額であります。

続きまして、10ページをごらんください。資本的収入及び支出の収入であります。まず、1款1項1目企業債につきましては、寺尾地区簡易水道事業企業債8,000万円及び老朽管更新事業に係る企業債8,000万円であります。

次に、3項1目国庫補助金につきましては、寺尾地区簡易水道国庫補助金7,200万円であります。

次に、4項1目工事負担金につきましては、消火栓設置に伴う増径工事等負担金6,900万円及び下水道工事に伴う水道工事負担金3,900万円が主なものであります。

続きまして、11ページをごらんください。支出であります。初めに、1款1項2目の寺尾地区簡易水道事業費及び12ページの1款1項5目老朽管更新事業費につきましては、主要事務事業で説明されておりますので、説明は省略いたします。

それでは、11ページにお戻りください。1款1項1目栃木市水道統合事業費につきましては、非常時にも安定して水道水が供給できるよう、菌部浄水場と大平川連浄水場を結ぶ連絡管を布設する工事請負費4,000万4,000円が主なものであります。

次に、3目上水道整備事業費につきましては、他事業に伴う配水管の移設、復旧工事及び未普及地域に配水管を布設する事業で、新規の配水管布設工事では寄居町を予定しております。

続きまして、12ページをごらんください。4目水道設備更新事業費につきましては、老朽化した施設の更新を行う事業で、大塚浄水場配水ポンプ及び制御盤更新工事2億8,080万円が主なものであります。

続きまして、13ページをごらんください。6目管路耐震化事業費につきましては、藤岡、都賀、西方地域の硬質塩化ビニール管を、耐震管である水道配水用ポリエチレン管に布設替えする工事があります。

次に、7目水道施設耐震化事業につきましては、川原田浄水場の配水池及び浄水池の耐震2次診断業務委託であります。

次に、8目固定資産取得費につきましては、節区分1行目の量水器購入費678万4,000円と、節区分2行目、土地購入費のうち藤岡地内の配水管布設用地の購入費500万円が主なものであります。

次に、2項1目企業債償還金につきましては、借り入れた財務省財政融資資金等210件分の企業債元金償還金であります。

以上で平成30年度栃木市水道事業会計予算の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

---

◎議案第8号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第3、議案第8号 平成30年度栃木市下水道事業会計予算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） ただいまご上程いただきました議案第8号 平成30年度栃木市下水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の625ページをお開きください。第1条、総則は、平成30年度栃木市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものとなります。

第2条、業務の予定量ですが、業務の予定量は次のとおりとするというもので、第1号、接続戸数は3万2,200戸、第2号、年間総有収水量は866万8,800立方メートル、第3号、1日平均処理水量は2万3,750立方メートル、第4号、主な建設改良事業は、公共下水道建設事業13億9,227万3,000円、雨水渠整備事業4,243万6,000円、流域下水道建設事業8,579万3,000円、農集排建設事業2,391万7,000円、固定資産取得5,990万円でございます。

第3条、収益的収入及び支出ですが、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるというもので、収入の第1款下水道事業収益は44億2,745万3,000円、ページ変わりをしまして、626ページをお開きください、支出の第1款下水道事業費は37億4,033万3,000円で、収入支出の内訳は、それぞれ記載のとおりでございます。

第4条、資本的収入及び支出ですが、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるというもので、以下、括弧書きにつきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18億5,094万1,000円の補填内容でございます。収入の第1款資本的収入は16億5,717万3,000円、支出の第1款資本的支出は35億811万4,000円で、収入支出の内訳は、それぞれ記載のとおりでございます。

第4条の2、特例的収入及び支出ですが、これにつきましては、打ち切り決算となります平成29年度の未収金、未払金の予定額を債権債務として整理するもので、未収金は2億9,900万円、未払金は5億8,200万円でございます。

続きまして、627ページをごらんください。次に、第5条は、債務負担行為でありまして、栃木市水洗便所改造資金利子補給補助金につきまして、期間は平成31年度から平成34年度まで、限度額は71万円でございます。

第6条は、企業債でありまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるというものとなります。起債の限度額は、公共下水道事業は8億7,820万円、流

域下水道事業は7,820万円、公営企業会計移行事業（流域）は700万円で、合計額が9億6,340万円でございます。起債の方法につきましては、証書借り入れ、または証券発行とし、利率は4%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

第7条は、一時借入金でありまして、一時借入金の限度額は10億円と定めるというものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でありまして、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるといもので、第1号において、営業費用と営業外費用の間ということになります。

続きまして、628ページをごらんください。次に、第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、次に掲げる経費につきましては、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないというもので、第1号において、職員給与費2億2,150万7,000円としております。

第10条は、他会計からの補助金でありまして、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は26億1,434万7,000円とするというもので、その内訳は、第1号で雨水処理に対する補助580万5,000円、第2号で水質規制に対する補助493万5,000円、第3号で普及に対する補助136万7,000円、第4号で人件費に対する補助2億2,315万7,000円、第5号で経営戦略策定に関する補助15万円、第6号で資本費に対する補助23億7,893万3,000円としております。

第11条は、利益剰余金の処分でありまして、当年度の利益剰余金のうち5億4,183万8,000円は次のとおり処分するものと定めるといもので、その内訳は、第1号で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足いたします額5億4,183万8,000円としております。

以上が下水道事業会計の議案部分の説明でございます。

655ページ以降につきましては、予算に対する説明となりますが、説明は省略させていただきます。詳細につきましては、別冊の栃木市下水道事業会計予算参考資料によりまして、益田下水道建設課長よりご説明をさせていただきます。

○委員長（大谷好一君） 益田下水道建設課長。

○下水道建設課長（益田弘之君） それでは、別冊の平成30年度栃木市水道事業会計予算・栃木市下水道事業会計予算の参考資料の中の下水道事業の会計予算についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料の15ページをお願いいたします。初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。1款1項1目使用料につきましては、接続戸数3万400戸分の下水道使用料収入及び接続戸数1,800戸分の農業集落排水施設使用料であります。

次に、2目国庫補助金につきましては、農業集落排水施設の機能診断に対する農山村地域整備交付金であります。

次に、3目他会計負担金につきましては、雨水処理に対する一般会計の負担金であります。

次に、4目受託工事収益につきましては、県等他事業に伴う汚水ます移設工事補償が主なものでございます。

次に、5目その他の営業収益につきましては、排水設備計画確認手数料、排水設備検査手数料が主なものであります。

次に、2項1目受取利息及び配当金につきましては、定期預金等利息であります。

続きまして、16ページをお願いいたします。2目他会計補助金につきましては、人件費等に対する一般会計からの補助金であります。

次に、3目他会計負担金につきましては、繰り入れ基準にのっとりた資本費等に対する一般会計の負担金であります。

次に、4目長期前受金戻入につきましては、補助金等により取得した固定資産の当年度分の減価償却見合い分を戻入金として収益化するものであります。

続きまして、17ページをお願いいたします。支出であります。まず、1款1項1目管渠費につきましては、節区分の中ほどにあります委託料のうち、汚水流量測定及び水質分析業務委託料及びその下の修繕費のうち管渠補修等工事費が主なものでございます。

次に、18ページをごらんください。2目処理場費につきましては、節区分の中ほどにあります委託料のうち、処理施設管理業務等委託料及び施設機能診断業務委託料が主なものでございます。

3目流域下水道費につきましては、県流域下水道の巴波川処理区並びに大岩藤処理区の浄化センターの汚水処理のうち、栃木市が負担する維持管理負担金であります。

4目水質規制費につきましては、ページが変わりまして、19ページの節区分の一番下、委託料、水質調査業務委託料が主なものであります。

5目普及促進費につきましては、節区分の下の方にあります委託料のうち、水洗化普及促進事業委託料が主なものであります。

6目受託工事費につきましては、修繕費、他事業に伴う汚水ますの修繕工事が主なものであります。

次に、20ページをごらんください。7目総係費につきましては、ページが変わりまして、21ページ、節区分の一番上の負担金のうち、使用料徴収業務負担金が主なものであります。

次に、8目減価償却費につきましては、有形及び無形の固定資産の減価償却費であります。

続きまして、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、節区分の1行目、企業債利息でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。2目消費税及び地方消費税につきましては、消費税及び地方消費税納付予定額でございます。

次に、3項2目その他特別損失につきましては、6月支払い予定の賞与等が主なものであります。これにつきましては、地方公営企業法適用初年度のみ特別損失で支払うこととなるものでござい



す。

続きまして、23ページをごらんください。資本的収入及び支出の収入でございます。まず、1款1項1目企業債につきましても、公共下水道建設事業、流域下水道建設事業、流域公営企業会計適用に係る企業債でございます。

次に、2項1目国庫補助金につきましては、雨水渠整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び公共下水道建設事業に係る汚水処理施設整備交付金であります。

次に、3項2目下水道受益者負担金・分担金につきましては、平成26年度賦課分から平成30年度賦課分までの下水道受益者負担金・分担金の分割及び一括納付額であります。

次に、4目その他工事負担金につきましては、市の一般会計並びに水道事業会計及び県からの工事負担金であります。

続きまして、24ページをごらんください。支出であります。1款1項1目公共下水道建設事業費、2目の雨水渠整備事業費及び5目固定資産取得費につきましては、主要事務事業の説明の際に説明されておりますので、省略させていただきます。

次に、3目流域下水道建設事業費につきましては、流域下水道の巴波川処理区並びに大岩藤処理区の浄化センター並びに管渠及び資源化工場の建設事業のうち、栃木市が負担する建設負担金であります。

次に、4目農集排建設事業費につきましては、ページ変わりをしまして、25ページの下皆川クリーンセンター書庫増設工事及び西前原地区排水路改修に伴う管渠復旧工事が主なものであります。

次に、2項1目企業債償還金につきましては、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構等から借り入れました企業債元金の償還金であります。

以上で平成30年度栃木市下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しますが、本件につきましては、3月6日開催の常任委員会において審査願うこととなりますので、本日は聞きおく程度といたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（大谷好一君） 以上で建設常任委員会を終了いたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

（午後 2時54分）